

公益財団法人岡山県市町村振興協会基金貸付細則

平成24年 4月 1日

改正 平成29年 4月 1日

改正 令和 7年 4月 1日

細則 第 5 号

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人岡山県市町村振興協会基金積立管理運用規程（以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、公益財団法人岡山県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、市町村に対して基金の資金（以下「資金」という。）を貸付ける場合の貸付の条件、手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付対象事業)

第2条 基金の貸付対象事業は、次の各号に定める事業とし、事業細目は、別表に掲げる。

- (1) 災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業等
- (2) 市町村における緊急に整備を要する施設等整備事業

(貸付の種類)

第3条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

- 2 長期貸付とは、貸付対象事業に係る地方債（地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地方財政法」という。）第5条の3第10項に規定する都道府県知事の同意を得ない地方債を除く。）の原資として、市町村に対する一会计年度を超える貸付をいう。
- 3 短期貸付とは、貸付対象事業のうち第2条第1号に係る一時借入金としての貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものという。

(貸付の要件)

第4条 資金の貸付を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- (1) 償還の見込みが確実であること。
- (2) 事業の計画が適切であること。
- (3) 財務の経理が明確であること。
- (4) 長期貸付にあっては、貸付対象事業に係る地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）を受けているか、又は当該年度において地方債の同意等を受けることが確実と認められるものであること。ただし、地方財政法第5条の3第3項に規定する協議不要対象団体については、この限りでない。

(貸付方法)

第5条 資金の貸付方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付実行日は、原則として5月20日（土曜、日曜又は国民の祝日に当たるときは、その前日となる金融機関の営業日）とする。
- (2) 貸付利率は、年3.0パーセントから0.1パーセントの範囲で理事長が定める。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村に対する短期貸付（この法人の当該年度の事業計画に定める短期貸付計画額の範囲内で、1市町村毎に1億円を上限とする。）は、無利子とする。
- (3) 償還期限は、長期貸付にあっては5年以内（うち据置期間1年以内）、12年以内（うち据置期間2年以内）、15年以内（うち据置期間3年以内）又は20年以内（うち据置期間5年以内）とし、短期貸付にあっては同一会計年度内とする。
- (4) 元利金の償還方法は、次のとおりとする。
 - ア 長期貸付は半年賦元金均等割償還又は半年賦元利均等割償還の方法により、その支払期日は毎年9月24日及び3月24日（土曜、日曜又は国民の祝日に当たるときは、その翌日となる金融機関の営業日）とする。ただし、第1回目の利息については借入日の翌日から9月24日までの利息とする。
 - イ 短期貸付は一括弁済の方法により、借入日の翌日から元金償還の日までの利息とする。
- (5) 延滞利息は、延滞元利金につき年10.0パーセントとする。

(借入の申込)

第7条 資金の貸付を受けようとする市町村は、原則として借入予定日の3週間前までに、次の各号に掲げる書類をこの法人に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（様式第1号又は様式第2号）
 - (2) 事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）
 - (3) 長期貸付にあっては起債同意（許可）書写又は協議不要対象団体であることを証する書類若しくは知事への届け出書写、短期貸付にあっては一時借入金現在額調（様式第5号）
- 2 前項の定めるもののほか、この法人は、当該市町村に対し必要な書類の提出を求めることがある。

(貸付の決定)

第8条 この法人は、借入の申込みを受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、貸付を行うことを決定した市町村に対しては借用証書（様式第6号又は様式第7号）の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町村に対してはその旨を通知するものとする。

(貸付の実行)

第9条 市町村は、前条の借用証書を直ちにこの法人に提出するものとし、この法人は、これと引換えに資金を送付するものとする。

- 2 この法人は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあっては償還年次表（様式第8号）を作成し、これを当該市町村に送付するものとする。
- 3 この法人は、資金の貸付に係る元利支払期日の2週間前までに、元利金払込通知書（様式第9号）を当該市町村に送付するものとする。
- 4 市町村は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日に、同通知書によって指定された銀行に払込むものとする。

（繰上償還）

第10条 この法人は、資金の貸付を受けた市町村が、資金を貸付の目的外の用途に使用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。この場合においては、この法人は、繰上償還させようとする10日前までに当該市町村に対し、繰上償還通知書（様式第10号）を送付するものとする。

- 2 市町村は、次の条件に当てはまる場合、貸付を受けた資金の全部または一部を繰上償還することができる。この場合においては、当該市町村は、あらかじめ繰上償還申請書（様式第11号）をこの法人に提出するものとする。

- (1) 借入金を財源として施行する予定の、又は、施行中の、若しくは施行した事業を中止、廃止、又は計画を変更した場合
- (2) 借入金を財源として施行した事業、又は、施行中の事業が自然災害、火災等により倒壊及び消滅した場合

（補則）

第11条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施について必要な事項は理事長が定める。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月7日改正）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月14日改正）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

| | |
|--------------|---|
| 第2条第1号に掲げる事業 | (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象に伴う災害に関する事業 (2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関する事業 |
| 第2条第2号に掲げる事業 | (1) 住民の安全及び福祉の増進に資するための事業 (2) 教育及び文化の向上に資するための事業 (3) スポーツの振興及び健康増進に資するための事業 (4) 生活環境の保全及び公害の防止に資するための事業 (5) 文化財の保存に資するための事業 (6) 地域連帯意識の醸成に資するための事業 (7) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業 (8) その他特に理事長が必要と認める事業 |